

令和6年度

内部質保証に関する自己点検・評価書

令和7年6月

島根大学

## **自己点検・評価の趣旨**

本学が掲げるビジョン、目標・戦略、各種方針を実現し、教育研究活動等について継続的に点検・評価を行い、改善・向上に努めることを通じて、本学の教育研究等の質を保証し本学に対する社会的信頼を確実なものとするため、令和4年3月に「内部質保証に関する規程」を整備した。

この度、上記規程に基づき、令和6年度の「教育課程」、「学生支援」、「学生の受入」、「施設・設備」に関する自己点検・評価を行ったので、その結果を公表するものである。

## **評価区分**

1.「教育課程」、2.「学生支援」、3.「学生の受入」、4.「施設・設備」

## **評価の方法**

各区分の担当委員会において活動状況等を点検し、その結果に基づく自己評価を行った。

自己評価は次の3段階：適切 概ね適切 要改善

## **根拠規程**

内部質保証に関する規程

教学マネジメント委員会規程

学生支援委員会規程

入学者受入委員会規程

施設・設備整備委員会規程

〈教学マネジメント委員会〉

実施要項で定める自己点検・評価項目	各委員会における自己点検・評価のプロセス	部局による自己点検・評価結果
1-1. 学位授与方針が具体的かつ明確であること	各学部・研究科において学位授与方針が具体的かつ明確であることを確認している。	適切
1-2. 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	各学部・研究科において教育課程方針が学位授与方針と整合的であることを確認している。	適切
1-3. 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	各学部・研究科において教育課程の編成及び授業科目の内容が学位授与方針及び教育課程方針に則して体系的であり相応しい水準であることを確認している。	適切
1-4. 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学修指導法が採用されていること	各学部・研究科において学位授与方針及び教育課程方針に則して適切な授業形態、学修指導法が採用されていることを確認している。	概ね適切
1-5. 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること	各学部・研究科において、学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていることを確認している。	適切
1-6. 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	各学部・研究科において、教育課程方針に則して公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていることを確認している。	概ね適切
1-7. 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること	各学部・研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていることを確認している。	適切
1-8. 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学修成果が得られていること	各学部・研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学修成果が得られていることを確認している。	概ね適切
1-9. 入学者受入れの方針において「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」が明示されていること	各学部・研究科において、入学者受入れの方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」が明示されていることを確認している。	適切
1-10. その他、各学部・研究科において定める独自項目も含め、教育の質保証にとって必要な事項について	各学部・研究科において定める独自項目も含め、教育の質保証にとって必要な事項について確認している。	適切

各委員会に定める自己点検・評価項目	各委員会における自己点検・評価のプロセス	部局による自己点検・評価結果
2-1. 学生の学修行動を把握し、学修指導・支援に活用している。	各学部・研究科において、学生の学修行動を把握し、学修指導・支援に活用していることを確認している。	概ね適切
2-2. 学生教育改善委員会設置に伴い、各学部に学生参加による教学マネジメント体制が確立され教育改善を推進している。	各学部において、学生参加による教学マネジメント体制が確立された教育改善を推進していることを確認している。	適切
2-3. 学部(学科)が提供するクロス教育(他学部学問基礎プログラム・同学部異領域プログラム)は、クロス教育の趣旨(特定の専門領域にとどまらず、複数の領域を越境(クロスして学ぶ)に相応しい水準となっている。	各学部・学科において、クロス教育のプログラムがクロス教育の趣旨に相応しい水準になっていることを確認している。	適切
2-4. SDGsの観点からカリキュラム(専門教育科目)を見直し、各分野に特化したSDGs関連科目を設定している。	複数の学部・研究科において、SDGsの観点からカリキュラムを見直し、各分野に特化したSDGs関連科目を設定していることを確認している。	概ね適切
2-5. SDGsに対する学生の意識を向上させるため、中期計画の評価指標である全授業の70%でSDGsの複数のゴールが反映されていることをシラバスで確認している。(今年度の目標値は40%であるが、評価指標達成あるいはそれ以上の成果達成に向けた対応が進行している。)	複数の学部・研究科において、全授業の70%でSDGsの複数のゴールが設定されていることを確認している。	概ね適切
2-6. その他、学部(学科)において独自に行った点検・評価について	各学部(学科)・研究科において、独自に行った点検・評価について確認している。	適切

令和5年度自己点検・評価書における今後の取り組みへの対応と主な改善点
<p>・教学マネジメント体制のもと、大学院課程における3つの方針について、SDGsや高度職業人の養成といった観点から全ての研究科で見直しを行った。初めに、教学マネジメント委員会において、3つの方針に関する全研究科共通のフォーマットを定めた上で、各研究科において3つの方針案の作成を行った。その後の教学マネジメント委員会で、各研究科の途中経過の状況について検討を行い、3つの方針の改訂を全学的な観点から行った。最終的に、教学マネジメント委員会での審議を経て、令和7年度以降の各研究科の3つの方針を決定した。</p> <p>・教学マネジメント体制を強化するためのFDとして、外部講師による研修会「大学のカリキュラムの現在」(熊本大学大学教育統括管理運営機構 川越明日香准教授)を開催した。研修会ではカリキュラムの基礎的な考え方、学修者本位の大学のカリキュラム、高大接続の方法等について熊本大学での事例紹介を交えて説明があった後、カリキュラムを考える上でどのような学生を想定すべきか、多様な学生に対応しうるカリキュラムは何か等の質疑応答があり、カリキュラムをマネジメントする人材を養成する上で有意義な研修となった。</p>

## 今後の取り組み

令和6年度の評価において確認した課題について、今後の取り組みを以下にまとめる。

1-4:一部の学部・研究科においてシラバスの記載が不十分な科目があること、また、シラバスに記載の教育内容・教育方法にアンバランスが見受けられるため、今後継続的に確認を行う。

1-6:一部の研究科において少人数教育における成績評価の適切性を担保する体制整備を進める必要があるため、今後継続的に確認を行う。

1-8:複数の学部・研究科において、学修成果については標準修業年限内での卒業・修了率を、また、学修成果の可視化についてはアンケート実施体制を課題に上げるなど、今後の改善が必要な事項について、情報公開を通じて学部構成員に対する教育の成果の共有を行うなどの取り組みを行う。

2-1:一部の研究科において、大学院生を対象に配布しているトランスファブルスキル証明書が学生の配布に留まっており、今後は指導教員にも提供し、学修指導・支援に活用する。

2-4:一部の研究科において、SDGs関連科目の設置は検討しているものの、令和6年度実施には至っていないことから、早急に科目設置を行う。

2-5:シラバスの「授業の内容および方法」に、SDGsの複数のゴールが記載されている科目が70%に達していない学部・研究科があることから、引き続き対応する。

大学設置基準の改正に伴い、基幹教員制度が本学でも開始される。同制度が開始されたことで、「各教育課程上主要と認められる授業科目」を設定し、基幹教員がそれを原則担当する体制整備が必要となる。基幹教員制度を活用するための制度を今後教学マネジメント体制下で整備する。

〈学生支援委員会〉

実施要項で定める自己点検・評価項目	各委員会における自己点検・評価のプロセス	部局による自己点検・評価結果
生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	令和5年度に引き続き下記「各委員会で定める自己点検・評価項目」に定める項目により、学生生活の諸側面における多岐にわたる支援の現状について確認している。	適切

各委員会に定める自己点検・評価項目	各委員会における自己点検・評価のプロセス	部局による自己点検・評価結果
1: 学生生活、就職等進路、ハラスメントへの相談について	下記の実施状況について確認している。 (1)生活支援全般に関する総合的な相談・助言体制の整備状況及び支援の実績について (2)健康に関する相談・助言体制の整備及び支援の実績について (3)就職等進路に関する相談・助言体制の整備及び支援の実績(松江キャンパスのみ)について (4)各種ハラスメントに関する防止、相談体制の整備及び相談実績について	概ね適切
2: 課外活動への支援について	活動団体及び設備に対する支援の実状について確認している。	適切
3: 留学生への支援について	留学生に対する必要な支援が行われていることを確認している。	適切
4: 障がいのある学生への支援について	支援を行うことが必要と考えられる学生に対する学生生活全般への支援(授業参加など学修面への支援を含む)の実施体制及び実施状況について確認している。	適切
5: 経済面への支援について	奨学金制度の整備状況、当該窓口の周知や利用実績、入学料や授業料の免除や奨学金(給付、貸与)の状況について確認している。	適切

令和5年度自己点検・評価書における今後の取り組みへの対応と主な改善点

近年、多様で複雑な相談内容が増加している。学生、保護者等や教職員等が必要を感じた時に窓口を迷うことなく相談でき、これに的確に対応できる体制の整備を検討する必要もあるが、まずは各部局の教職員と医師・カウンセラー・障がい学生支援担当教員等の専門職との連携がとれることが必要である。そのために、教職員ハンドブック及び指導マニュアルの積極的な活用やeラーニングによる研修などを実施する。加えて、学務情報システムの特記事項(学生カルテ)への記入を徹底するため、学生支援委員会において学務情報システムの面談記録等の機能について相談分類の項目追加等について検討したが、要配慮個人情報の収集に際して注意すべき点もあるため、引き続き検討を行っている。また、「大学における性暴力への対応～被害者支援から予防まで～」、「島根大学の障がい学生支援について」と題したeラーニング形式でコンプライアンス講習を実施するとともに、教職員ハンドブックの更新に着手した。

今後の取り組み

各部局の教職員と医師・カウンセラー・障がい学生支援担当教員等の専門職とのより円滑な情報共有を可能にするため、学生支援委員会において学務情報システムの活用を含めて検討し、改善を図っていく。

〈入学者受入委員会〉

実施要項で定める自己点検・評価項目	各委員会における自己点検・評価のプロセス	部局による自己点検・評価結果
1: 学生受入方針が明確に定められていること	学生受入方針を学位授与方針及び教育課程方針との整合性に留意しつつ明確に定めていることを確認している。	適切
2: 学生の受入が適切に実施されていること	<p>下記の実施状況について確認している。</p> <p>(1) APIに沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること。</p> <p>【学士課程、大学院課程ともに入試の種類ごとに、入学者選抜の方法(学力検査、面接等)が入学者選抜の基本方針に適合していること。また、令和7年度入学者選抜では、改訂したAPIに適合した入学者選抜の方法で行われていること。】</p> <p>(2) APIに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること。</p> <p>【入試に関する委員会など、検証をするための組織があり、具体的な取組等(改善のための情報収集等の取組を含む。)がなされていること。】</p>	適切
3: 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること	<p>・下記の状況について確認している。</p> <p>(1) 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること。</p> <p>(2) 実入学者数が入学定員を大幅に超える、又は下回る状況になっていないこと。</p> <p>・下記の状況(令和7年度入試結果を含めて)について確認している。</p> <p>(3) 学部又は研究科の単位において、実入学者数が「入学定員を大幅に超える、又は下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組がなされていること。(R7.4.1現在)</p> <p>(4) 学生募集を行う組織単位ごとの過去5年間の入学定員に対する実入学者の割合の平均が、入学定員を大幅に超える、又は下回る状況になっていないこと。</p>	要改善

各委員会に定める自己点検・評価項目	各委員会における自己点検・評価のプロセス	部局による自己点検・評価結果
特別選抜入試の志願者増加について	特別選抜入試の志願者増加に向けて、高校訪問やオープンキャンパス等で一層の入試広報を行うとともに、県外に対してより効果的に働きかける方策について検討している。	要改善
研究科における入学者受入方針(AP)について	令和5年度に策定した研究科における入学者受入方針(AP)の改定計画に基づき、必要な改善を行っている。	適切

## 令和5年度自己点検・評価書における今後の取り組みへの対応と主な改善点

・特別選抜入試の志願者増加に向けて、高校訪問やオープンキャンパス等で一層の入試広報を行うとともに、県外に対してより効果的に働きかける方策について検討している。  
→入試広報はホームページ・SNSへの掲載及びDMの発信を行うとともに、高校を対象とした大学訪問は、島根県教育委員会と協力して広報を行い、高校教員を対象とした入試説明会は山陰以外にも広く周知した。高校訪問については、各学部ともに島根県・鳥取県を中心として実施しており、県外への広報についてはオンラインも活用しているが、引き続き効果的に働きかける方策の検討を要する。

・令和5年度に策定した研究科における入学者受入方針(AP)の改訂計画に基づき、必要な改善を行っている。  
→教学マネジメント委員会にて、知のプロフェッショナルとしてトランスファラブルな力を育成するという視点、持続可能な社会実現に向けたSDGsの視点の2つの視点から3つのポリシーを見直した。DPと関わりの深いSDGs17の目標を設定し、DP、CP、APが一貫性を持つように整理した。また、APにおいては求める学生像だけでなく、入学者選抜の基本方針(評価方法とその扱い方)も整理した。確定した3ポリシーは大学のホームページにて公表済である。

## 今後の取り組み

実入学者数の確保に向けて特に研究科において、ガイダンスや相談会などで受験対象者(社会人・留学生を含む)への積極的な広報を行うとともに、学内外を問わず受験対象者の指導教員や所属先関係者等に対しても広報や周知依頼を行っていく。  
また、入試広報について、これまでと同様にホームページやSNS、DMの活用や島根県教育委員会と協力した広報を行う。大学訪問、入試説明会及び高校訪問については、これまでも対面、オンライン又はハイブリッドでの開催により実施しているが、県外からの参加者を増やすため、さらに広報に力を入れる。

〈施設・設備整備委員会〉  
 (附属図書館)

各委員会では定める自己点検・評価項目	部局による自己点検・評価のプロセス	部局による自己点検・評価結果
1:面積・施設用途の整備状況	附属図書館整備専門委員会にて点検・評価を行っている。	要改善
2:閲覧座席の整備状況	附属図書館整備専門委員会にて点検・評価を行っている。	適切
3:所蔵資料の整備状況	附属図書館整備専門委員会にて点検・評価を行っている。	適切
4:電子ジャーナルの整備状況	附属図書館整備専門委員会にて点検・評価を行っている。	適切
5:開館の状況	附属図書館整備専門委員会にて点検・評価を行っている。	適切

令和5年度自己点検・評価書における今後の取り組みへの対応と主な改善点

第8期学術情報基盤整備計画(令和4～6年度)に基づき電子ジャーナルの整備を行った。また、第8期学術情報基盤整備計画の評価を行い、それをもとに第9期学術情報基盤整備計画(令和7～9年度)を策定した。

今後の取り組み

1:面積・施設用途の整備状況 に関して、本館新館の空調については、学生の学習環境に大きな影響があるため、早期に修繕を図る。  
 また、電子ジャーナルの整備に関しては、為替変動や国際情勢の変化の影響を受けやすい。今後第9期学術情報基盤整備計画に基づき整備を行っていくが、周辺情勢の変化を注視しながら定期的に費用対効果等について検討を行い、柔軟に対応する。

(法令、安全性及び自主的学習環境等)

各委員会で定める自己点検・評価項目	部局による自己点検・評価のプロセス	部局による自己点検・評価結果
6:各キャンパス・学部等に必要な校地・校舎の面積及び実習施設等の設置状況	毎年、文部科学省に提出する「国立大学法人等施設の実態の把握について(国立大学法人施設実態報告)」の調査結果を点検(確認)し、その点検結果を施設・設備整備委員会において評価を行っている。	適切
7:地震等による災害に備えた施設・設備の耐震化に係る状況	毎年、文部科学省に提出する「国立大学法人等施設の実態の把握について(非構造部材の耐震対策状況について)」の調査結果を確認(点検)し、その点検結果を施設・設備整備委員会において評価を行っている。	適切
8:施設の長寿命化に資する施設・設備の老朽改善に係る状況	本学のインフラ長寿命化計画に基づき施設・設備の老朽改善につながる改修工事を実施しているかどうか確認(点検)し、その点検結果を施設・設備整備委員会において評価を行っている。	概ね適切
9:安全・防犯のための外灯・防犯カメラ等の整備状況	本学のキャンパスマスタープランに基づき整備している外灯・防犯カメラ等の整備及び経年劣化状況の点検(確認)し、その点検結果を施設・設備整備委員会において評価を行っている。	適切
10:障がいのある学生等のための施設・設備のバリアフリー化の状況	障がいのある学生等の入学状況や学年進行に合わせた施設・設備のバリアフリー化の工事実績について、施設・設備整備委員会において評価を行っている。	概ね適切
11:学生が効果的に利用できる自主的学習環境の整備・拡充等の状況	毎年、文部科学省に提出する「国立大学法人等施設の実態の把握について(スペースの有効活用に関する取組状況について)」の調査結果を確認(点検)し、その点検結果を施設・設備整備委員会において評価を行っている。	適切

令和5年度自己点検・評価書における今後の取り組みへの対応と主な改善点

バリアフリー化の整備事業について、本学のキャンパスマスタープランに基づき、令和6年度から大学会館前のキャンパスプラザの誘導ブロックの整備を行った。

今後の取り組み

8:施設の長寿命化に資する施設・設備の老朽改善 及び 10:障がいのある学生等のための施設・設備のバリアフリー化 を限られた自己財源等の中で計画・整備しているが、空調設備等の突発的な故障に対応する必要があり、老朽改善及びバリアフリー化ともに計画より遅延している状況にある。今後、多様な財源の獲得に努める他、引き続き関係部局と協議を行い、教育・研究活動への影響が大きい老朽改善及びバリアフリー化から順次整備していく。

(ICT環境整備)

各員会で定める自己点検・評価項目	部局による自己点検・評価のプロセス	部局による自己点検・評価結果
12:学内LAN(学内ネットワーク)の整備状況	パソコン必携化に伴う、学内(各学部)の共用スペース、教室等の無線LANの整備状況及びWi-Fi接続率について確認している。	要改善
13:コンピューターやシステムの整備・運用状況	学内システム利用の利便性の向上対策及びBCP対策状況について確認している。	適切
14:教育への活用状況	下記の状況について確認している。 (1)Microsoft 包括ライセンス利用による教育研究支援環境の強化について (2)LMS利用によるオンライン授業の実施について	適切
15:セキュリティの状況	多要素認証機能の必須化による不正アクセスの防止状況について確認している。	適切

令和5年度自己点検・評価書における今後の取り組みへの対応と主な改善点

令和6年度末に完了した政府調達「松江キャンパス情報ネットワークシステム」により、学内の有線LAN及び無線LANの整備を実施した。教養講義室棟、特に大学ホール等の共用教室に関しては、教室定員に対して100%のWi-Fi接続率を達成した。一方で、学内LAN及びFirewall機器の管理・運用、ならびに今後の機器更新に係る経費の確保について、長期的な視点での検討が求められる。

また、パソコン必携化の取組を行う反面、無線LANアクセスポイントへの接続が増加することによる同時接続数不足が生じている。これを踏まえ、全学的な無線LAN環境の整備(学内のどこでもつながる環境構築)に向けてアクセスポイントの増設が必要である。

今後の取り組み

12:学内LAN(学内ネットワーク)の整備状況 については、無線LAN環境の整備に向けて引き続き取り組む。

また、統合認証システムを利用した学内システム利用の利便性を向上しているが、よりセキュアかつシステム別の細かな運用・管理に対応可能な統合認証システムに向けて、機能追加を予定している。

(研究設備整備)

各委員会で定める自己点検・評価項目	部局による自己点検・評価のプロセス	部局による自己点検・評価結果
16: 研究設備を全学的な運用方針に則り、戦略的・効果的に整備していること	令和3年度に策定した研究設備マスタープランに基づき、基盤設備の戦略的・効果的な導入を実施している。	適切
17: 研究設備の利用情報、利用状況等の情報を一元化し、効果的な運用体制を構築すること	設備利用推進室が管理する共同利用システムに登録して利用情報、利用状況等の情報を一元化し効率的に実施している。	要改善

令和5年度自己点検・評価書における今後の取り組みへの対応と主な改善点

令和6年度には研究設備マスタープランに計上したヘリウム再凝固装置、超高分解能コアスカナー式多元素分析システムの契約手続きを進め、令和7年度に導入予定であり、限られた財源の中で着実に整備を進めている。  
また、設備利用推進室が中心となり、共用機器に登録されている機器のカルテ(修理記録等)を作成し、効率的な導入計画に結び付けている。  
加えて、基盤設備の新規導入及び更新希望を全学から聴取し全学的な評価基準に基づき優先順位を設定している。なお、令和5年度概算要求を行った「高分解能(多核対応)核磁気共鳴装置」については導入が完了している。  
設備利用推進室が管理する共同利用システムに登録して、随時、共用機器を増加させている。

今後の取り組み

17: 研究設備の利用情報、利用状況等の情報を一元化し、効果的な運用体制を構築すること について、個々の設備の維持費、運営費に関して、継続的な資金の確保が必要であるため、外部からの受託分析などによる資金獲得や受益者負担分の積立ての制度化に向け、研究設備整備委員会のもとに、専門部会を立ち上げる。  
また、県内外のネットワークの利活用を促進、機器利用のネットワークを構築する。

# 内部質保証に関する全学的な体制図

